東広島市テニス協会　競技規則

2026/11/8
競技委員会

1. 目的

東広島市テニス協会(以下、本協会という）の主催ならびに共催する大会を円滑に運営するためにこの競技規則を制定する。
この競技規則にないものは日本テニス協会のトーナメント諸規則に準ずることを原則とする。

2. 改正

この競技規則の改正は理事会の決議によって行われる。
ただし、運営上特段の配慮を要する事項についてその必要性を競技委員会が認めたときは競技委員長が理事長に対して申立てを行い、暫定的にその事項を実施した後に、速やかなる情報共有の下、理事会の審議を諮ることとする。

3. 大会参加資格

① プレーヤーとしてのマナーおよび義務を遵守し、セルフジャッジが正しく行える者とする。
② 本協会に登録している者とする。ただしオープンの大会はこの限りではない。
③ 選手登録の受付期間は、当該年度の3月1日～4月30日および7月1日～7月31日の年2回とする。
ただし正当な事由がある場合はこの限りではない。

4. 大会エントリー

① 大会への申し込みは大会ごとに設定・公表されている締め切り日までに所定の申込書および手続きにより本協会へ申し込む。
② 登録級以外への出場は上位級への出場のみ認める。
③ 年齢規定の明記されている大会および種目については当該年の12月31日時点での満年齢を基準にして判定を行う。
④ 締め切り日以降の大会参加の取り消しは認めない。

5. 大会参加料

参加料は下記の金額を基準とするが、各大会の募集要項に定める金額とする。

シングルス	会員	2,500	円／人
	非会員	3,500	円／人
ダブルス	会員同士のペア	3,500	円／ペア
	会員＋非会員のペア	5,000	円／ペア
	非会員同士のペア	5,000	円／ペア
団体戦	会員限定	9,000	円／チーム
学生特例 (高校生以下)	【学生大会およびジュニアカテゴリーのシングルスにエントリーする場合】 会員または東広島市内に在住or在学の非会員	1,500	円／人
	【学生大会およびジュニアカテゴリーのダブルスにエントリーする場合】 会員または東広島市内に在住or在学の非会員に該当する者同士のペア	2,000	円／ペア
	【学生大会およびジュニアカテゴリーのダブルスにエントリーする場合】 上記に該当しないペア	3,000	円／ペア

6. 組み合わせ（ドロー）

① ドロー作成ソフトにより事務局が作成する。
② 全ての大会はトーナメント方式を原則とするが、参加数によりラウンドロビン（リーグ）方式等を採用する事がある。
また、予選リーグ方式を採用する場合は全試合を本戦とみなす。

③ 予選リーグ方式を採用する大会において、4組のブロックについては、ドローの上から1番目と4番目および2番目と3番目の組の対戦を行わず、各組2試合の結果で順位を決定する方式を採用する場合がある（以降この方式をクロス方式と称する）。
クロス方式の順位決定方法は以下の通りとする。
1）勝率の高い組を上位とする。
2）勝率が同じ場合は、取得ゲーム率の高い組を上位とする。
3）勝率ならびに取得ゲーム率が同じ場合は、抽選により順位を決定する。
また、予選リーグにてクロス方式を採用する種目については、決勝トーナメントにおいて4組のブロック数と同数以上のワイルドカード枠を設置し、各ブロック第2位の組の中から上記のクロス方式の順位決定方法に従い成績上位者より順にワイルドカードとして推薦し、決勝トーナメントを実施する。

④ シード順位の決定は⑤において後述するポイントシステムの集計結果に基づいて行う。

※ 変更点は赤字

東広島市テニス協会　競技規則

⑤　ポイントシステムについて

1）ポイントシステムはシングルスとダブルスの2種目に分けて集計する。

大会名	シングルス	ダブルス	備考
グリーンテニス大会		●	
夏季シングルス大会	●		
東広島選手権大会		●	
会長杯（旧佐々木杯）テニス大会		●	
教育長杯テニス大会	●		
ミックスダブルス大会		● ※	※ 得られるポイントは規定の1/3とする
100歳テニス大会		● ※	
市民テニス大会		●	
チーム対抗団体戦	対象外		
小学生大会			
中高生大会			
都市対抗予選			
車いすテニス大会			

2）大会成績による獲得ポイントは下記の通りとする。

シングルス	参加数	優勝	準優勝	第3位	ベスト4	ベスト8	ダブルス	参加数	優勝	準優勝	第3位	ベスト4	ベスト8
	~4	15	-	-	-	-		~4	10	-	-	-	-
	5~8	15	2	-	-	-		5~8	10	1	-	-	-
	9~16	15	9	-	2	-		9~16	10	6	-	1	-
	17~32	15	9	7	6	2		17~32	10	6	5	4	1
	33~	15	9	7	6	3		33~	10	6	5	4	2

3）ミックスダブルステニス大会と100歳テニス大会については表の規定の3分の1（小数点以下切り捨て）とする。
4）団体戦はポイントシステムの対象としない。
5）対象者の登録級にて加算する。
6）3年度分のトータルポイント制とする。
7）年度初めに3年前のポイントをクリアする。

⑥　申し込み締め切り時点で参加数が3未満の場合、そのクラスは不成立とする。

7. 大会運営

大会ごとにディレクター・レフェリー・アシスタントレフェリー・ロービングアンパイアなどの運営委員を組織する。
各業務の兼務は可とする。

①　ディレクターの業務

1）大会レフェリーがこの業務を兼務することができる。
2）本協会の事業計画に従い、大会開催に要する基本事項の決定を行う。
3）大会に要する費用を管理する。
4）開催に必要な物品等の調達を行う。
5）大会要項の作成及び配布の指示を行う。
6）トーナメントの収支を明確にし、会計及び精算処理を行う。
7）大会報告書を作成し、事務局に提出する。

②　レフェリー業務

1）大会レフェリーは競技委員会が選任する。有資格者が望ましいがこの限りではない。
2）大会レフェリーはロービングアンパイアを兼務することができる。
3）競技を公正に運営するため、テニス規則や諸規程・諸規則等の執行についての責任を負う。但し、特段の配慮を要する事項については競技委員長に申し立てを行い実施可否の判断を仰ぐこと。
4）アシスタントレフェリー・ロービングアンパイアと協力して運営を行う。必要に応じて運営担当者を手配する。
5）大会開始前にアシスタントレフェリー・ロービングアンパイアおよび運営担当者と打合せを行い、ドローの要項および競技規則に記載された内容を確認する。
6）オーダーオブプレーを作成し発表する。本部ホワイトボードに大会インフォメーションと共に掲示する。
7）マッチのコール（選手の呼び出し）方法を発表する。必要に応じて（日没や天候不順等）、試合の延期やコートの移動、照明の点灯を決定する。その際は可能な限り当該セットにおけるゲーム数の合計が偶数になった時点、もしくはセット終了時点で実施できるよう配慮する。
8）大会運営中にやむをえず会場を離れる際はアシスタントレフェリーに代行を依頼する。
9）事故及びケガ等の発生時には、救急箱およびAED等の使用も含め迅速に対応する。
10）選手の名前及び服装を確認する。服装規定に違反する者があれば着替えを要求する。
11）選手よりルールの解釈や判定に関する申し立てを受けた際には、アシスタントレフェリー・ロービングアンパイアおよび運営担当者と事実関係を確認の上、ドローの要項および競技規則等に基づき決定を下す。

※ 変更点は赤字

③　ロービングアンパイア業務

1）レフェリーの指示に従い、大会を円滑に運営する。
2）試合コート（ネットの高さやシングルススティックの設置位置等）のチェックを行う。
3）担当するコートを巡回する。
4）トラブル（カウントが分からなくなる等）発生時の解決にあたる。自分が事実を把握していない場合は双方のプレーヤーにルールの助言を行い、解決を図る。
5）必要に応じてプレーヤーの判定をオーバールールすることができる。ただしプレーヤーからのアピールによってオーバールールを行うことはできない。
6）セルフジャッジが正しく行われているかを確認し、不十分な場合は指導する。コール（アウトやフォールト）が大きな声で行われ、同時に明確なハンドシグナル（人差し指を立てる等）によりジャッジが対戦相手に分かるよう正確になされているかを監視する。
サービスの前に、サーバーが対戦相手に聞こえる声でカウントをアナウンスしているか監視する。
7）フットフォールトをコールする。その際には、当該コートにて監視していなければならない。
8）マナーが悪い場合などにはその選手に注意をする。ラケットを投げつける・ボールを意図的に関係のない方向へ飛ばす・規定された時間内にプレーを開始しない・相手への失礼な言動や動作がみられるなどスポーツマンシップに反する行為を取った選手に警告を行い、警告した選手の名前および行為をレフェリーに報告する。
9）ポイント間25秒以内、エンド交代90秒以内及びセットブレーク120秒以内に対する違反、試合開始時刻への遅刻に対し注意を行う。選手がコートに現れない場合は大会本部と連携して呼び出し等の対応を行うが、やむをえない場合には本規則12.③の規定を適用する。
10）トイレットブレーク・メディカルタイムアウトの要求があった場合には適切に対処する。
11）コーチングを監視する。

8．服装

プレーヤーは、清潔でプレーにふさわしいと認められれたテニスウエアを着用しなければならない。
①　セーター・カーデイガン・トレーナー・ベスト類の着用を認める。
②　ウォームアップスーツ・レギンス等の着用を認める。
③　フェイスガード類の着用は、対戦相手の承諾を要する。
④　日本テニス協会、中国テニス協会および広島県テニス協会が主催する大会の予選大会においては、JTAテニスルールブックに準ずる。

9.　表彰について

協会が主催または共催の大会における上位入賞者を表彰するものとし、下表にその内容を示す。
ただし、各大会の収支状況等により変更する場合がある。

種目		参加数	表彰数	賞品金額（円）				備考
				1位	2位	3位	5~8位	
個人戦	シングルス	3~7	1名	5,000				・3位までの対象者には賞状を授与する。 ・参加数が17~64までの場合は3位決定戦を行い、3位までを表彰する。 ・参加数が65以上の場合はベスト8に残った全員を表彰する（順位決定戦は行わない） ・表の賞品金額は1名あたりの金額を示す。
		8~16	2名	6,000	3,000			
		17~64	3名	7,000	4,000	2,000		
		65~	8名	8,000	5,000	3,000	1,000	
	ダブルス	3~7	1ペア	8,000				・3位までの対象者には賞状を授与する。 ・参加数が17~64までの場合は3位決定戦を行い、3位までを表彰する。 ・参加数が65以上の場合はベスト8に残った全員を表彰する（順位決定戦は行わない） ・表の賞品金額は1ペアあたりの金額を示す。
		8~16	2ペア	10,000	6,000			
		17~64	3ペア	12,000	8,000	4,000		
		65~	8ペア	14,000	10,000	6,000	2,000	
団体戦		2~4	1チーム	10,000				・対象チームには賞状を授与する。 ・表の賞品金額は1チームあたりの金額を示す。
		5~8	2チーム	10,000	8,000			
		9~	3チーム	10,000	8,000	6,000		

※ 変更点は赤字

10.　選手登録基準

①　クラス区分

1）男子：A級・B級・C級・D級
2）女子：A級・B級・C級・D級

②　本協会の登録クラスは下記の基準により決定する。

1）A級の基準
・自主的に登録する者。
・【初回登録時】広島県内の他のテニス協会にA級で登録している者。
・本協会主催大会のB級に出場し下記の成績を修めた者。

種目	成績	備考
シングルス	優勝・準優勝	準優勝については、参加数が16以下の場合は昇級対象とならない
ダブルス	優勝	参加数が16以下の大会については、同一年度内に2回以上優勝した場合のみ昇級対象

2）B級の基準
・自主的に登録する者。
・【初回登録時】広島県内の他のテニス協会にB級で登録している者。
・本協会主催大会のB級に出場し下記の成績を修めた者。

種目	成績	備考
シングルス	優勝・準優勝・ベスト4	準優勝については、参加数が16以下の場合は昇級対象とならない ベスト4については、参加数が32以下の場合は昇級対象とならない
ダブルス	優勝・準優勝	準優勝については、参加数が16以下の場合は昇級対象とならない

3）C級の基準
・自主的に登録する者。
・【初回登録時】広島県内の他のテニス協会にC級で登録している者。
・本協会主催大会のD級に出場し下記の成績を修めた者。

種目	成績	備考
シングルス	優勝・準優勝・ベスト4	準優勝については、参加数が16以下の場合は昇級対象とならない ベスト4については、参加数が32以下の場合は昇級対象とならない
ダブルス	優勝・準優勝	準優勝については、参加数が16以下の場合は昇級対象とならない

4）D級の基準
・A級・B級・C級の登録基準に該当しない者。
・【初回登録時】広島県内の他のテニス協会に一番下の級で登録している者。

③　登録クラスの是正

1）初回登録時及び登録後に前項の登録基準に関する違反が判明した場合は、競技委員会の審議を経て、競技委員長が是正措置を講ずる。
2）上記1）以外の場合において、競技委員会が明らかに登録基準に合致しないと判断した場合は、競技委員長が是正措置を講ずる。

※ 変更点は赤字

東広島市テニス協会　競技規則

11.　クラスの昇級・降級

① 前項10-②の規定に基づく昇級は次年度より適用する。
② 団体戦・ミックスダブルス大会・100歳大会・ジュニア・ベテランカテゴリーでの成績については昇級対象外とする。
③ 降級は以下の場合に認める。ただし、単一年度に複数の降級申請を行うことはできない。

1）年齢による降級（当年の12月31日に迎える年齢で計算してください）
- 年齢が50歳を超えた場合：1クラス降級することができる。
- 年齢が60歳を超えた場合：2クラス降級することができる。
- B級とC級からは2クラスの降級はできない（2クラス降級はA級→C級のみ）
- 50歳で1クラス降級した方は60歳での降級は1クラスのみ。
- 降級後3年間は降級することができない。
- 年齢による降級と下記の成績による降級は３年間は重複して受けることはできない。
- 降級後に再び昇級した場合はその後5年間は降級することができない。

2）成績による降級

当協会主催の大会に規定回数以上出場して、その間の成績が下記の条件を満たす者は降級を申請することができる。
- 連続する2年度において3大会以上出場していること
- その間の各大会における成績が2勝未満であること（コンソレも含む）
- 不戦勝、登録期間外の成績および上位級での成績は対象外とする

12.　大会実施

① 出席の届出は試合開始予定時刻の20分前までに試合のできる服装で完了する。
② 本協会が主催する大会は原則としてオーダーオブプレーにて運営する。
③ オーダーオブプレーに記載、またはレフェリーが発表した試合開始時間から15分以内にプレーの用意ができない場合は、レフェリーの最終判断でノーショウとなる。
④ ラウンドロビン（リーグ戦）方式の試合は1セットマッチ（6-6タイブレーク）を原則とする。
⑤ 指定大会でショートセット・ルールを採用することがある。
⑥ 試合前の練習は、原則としてサービス4本のみとする。
⑦ ラウンドロビン（リーグ戦）方式の順位決定方法は日本テニス協会のトーナメント規程を準用することとするが、それでも解決できない場合は抽選により順位を決定する。
⑧ コンソレーションマッチが予定されている大会では対象者は参加の可否を大会本部に伝えること。

※ 変更点は赤字

東広島市テニス協会　競技規則

13.　改訂履歴

制定	2000年2月	
全面改訂	2002年3月	
改訂1	2003年1月	
改訂2	2004年2月	
改訂3	2005年2月	選手登録基準（昇級規定）の見直し（同4月1日施行）
改訂4	2006年1月	服装規定の見直し（同4月1日施行） ラウンドロビン（リーグ戦）方式の順位決定方法の見直し（同4月1日施行）
改訂5	2007年2月	選手登録期間の例外規定を追加（同4月1日施行） 服装規定の見直し（同4月1日施行） 表彰対象大会および昇級対象種目の見直し（同4月1日施行） 昇級対象外種目の追加（同4月1日施行） ウォームアップ規定の見直し（同4月1日施行） セットブレークルールの削除（同4月1日施行）
改訂6	2009年2月	2位表彰のために必要なエントリー数の見直し（同4月1日施行） 3位表彰対象の見直し（同4月1日施行）
改訂7	2010年3月	ポイントシステムの見直し（同4月1日施行） 選手登録基準の見直し（同4月1日施行） 降級基準の見直し（同4月1日施行） 都市対抗予選の項目削除（代表選手選抜方式見直しによる）
改訂8	2013年3月	ポイントシステムの見直し 選手登録基準（昇級規定）の見直し ・継続登録者の昇級については、本協会での成績のみを反映する ・本協会への初期登録時は、他協会で昇級した選手は昇級登録とする
改訂9	2014年2月	大会参加料の見直し（同4月1日施行） 大会役員の追加及び役割の整理（同4月1日施行） 選手登録基準の見直し（同4月1日施行） 昇級及び降級規定の見直し（同4月1日施行）
改訂10	2015年3月	大会参加料の見直し（同4月1日施行）
改訂11	2016年3月	ポイントシステムの種目や大会を一部削除（同4月1日施行）
改訂12	2020年3月	ポイントシステムから広大オープンを削除（同4月1日施行）
改訂13	2021年3月	優勝者へのトロフィー・盾の授与を中止し賞品額に充当する（同4月1日実施）
改訂14	2023年3月	競技規則の体裁を変更（ルールに変更はなし）
改訂15	2024年3月	11.　降級規定を変更
改訂16	2024年10月	4.　大会エントリーの記載を変更(同10月1日施行) 7.　3）⑨ロービングアンパイア業務の時間の管理に関する記載を変更（同10月1日施行） 8.　服装に関する規則を変更（同10月1日施行） 9.　表彰についての記載内容を変更（同10月1日施行） 12.　③試合開始時間への遅刻等に関する規則を変更（同10月1日施行）
改訂17	2025年4月	10.　選手登録基準に関する規則を変更(同4月1日施行)
改訂18	2026年4月	6.　③クロス方式の内容及び順位決定方法を追記し採番を変更(同4月1日施行) 6.　⑤ポイントシステム表中の大会名を変更(同4月1日施行) 11.　③降級に関する規定を追記(同4月1日施行) 12.　トーナメント方式の試合方法及びセットボールの販売に関する規定の削除し、採番および記載内容を変更（同4月1日施行）
改訂19	2026年11月	2.　運営上特段の配慮を要する事項の記載を変更(同11月8日施行) 6.　③クロス方式に関する記載を変更(同11月8日施行) 7.　② 3）5）11）レフェリー業務に関する記載を追記(同11月8日施行) 7.　② 6）から10）番号の記載を整理(同11月8日施行)

※ 変更点は赤字